

令和5年度福島県立本宮高等学校 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

福島県本宮市高木字井戸上45
〒969-1101 電話 0243-33-2120
<https://motomiya-h.fcs.ed.jp/>

1 実施学科及び募集定員

前期選抜及び後期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制	普 通 科	定員80名から前期選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数
全日制	情報会計科	定員40名から前期選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、又は出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認めるものとする。その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願資格

- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされた者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者
 - (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
なお、出願にあたっては、中学校長は事前に本校校長に連絡する。
- (2) 上記(1)以外の者は、本校に問い合わせること。

5 併願の取扱い

- (1) 一つの高等学校に限り、出願することができる。
- (2) 出願は1学科に限るものとし、本校の普通科と情報会計科の併願は認めない。

6 出願期間

令和5年3月27日（月）

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

7 出願手続き及び提出書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書（高校教育課ホームページからダウンロード）

前期選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（所定様式）又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（高校教育課ホームページからダウンロード）

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

③ 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

④ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票（高校教育課ホームページからダウンロード）

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

(2) 上記(1)以外の者

本校に問い合わせること。

本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

8 自己申告書の提出

(1) 中学校において不登校や保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

(2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参する。

(3) 提出期間は、令和5年3月27日（月）午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

(1) 県外からの志願者は、前記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

なお、「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜の出願の際に提出したものの写しでも可とする。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票（所定様式）を交付する。

11 選抜方法

以下の（1）～（3）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して合格者を選抜する。

（1）調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

（2）面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。

（3）作文

作文を実施する。あるテーマについて、600字以内で、自分の思いや感想を述べる作文とする。なお、作文については、段階評価とする。

12 面接及び作文の実施日及び会場等

（1）実施日

令和5年3月28日（火）

（2）日 程

- | | | | |
|-----|---|-------------|------------|
| ① 受 | 付 | 8:30 ~ 8:50 | 受付場所：生徒昇降口 |
| ② 作 | 文 | 9:00 ~ 9:50 | |
| ③ 面 | 接 | 10:10 ~ | |

（3）会 場

福島県立本宮高等学校

（4）持参物

- ① 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票
- ② 上ばき
- ③ 筆記用具

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

（1）令和5年3月29日（水）午後3時以降に本校で発表する。

（2）合格者に対して、**新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票と引き換えに合格通知書を交付**する。

（3）提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

障がい等のある志願者に対する配慮

令和5年3月27日（月）午後4時までに、本校に中学校を通して電話で問い合わせること。